

令和8年度看護職員研修事業 「実習指導者講習会（特定分野7日間コース）」実施要領

1 事業目的

病院以外の実習施設のうち次の特定分野（以下、「特定分野」という。）において、看護学生等の実習指導に必要な知識と技術を習得し、看護基礎教育において、効果的な実習指導ができる人材を育成する。

＜特定分野＞

- ・保健師養成所における公衆衛生看護学
- ・助産師養成所における助産学
- ・看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び地域・在宅看護論
- ・准看護師養成所における老年看護及び母子看護

2 目標

- (1)実習指導の基礎となる教育的素地を養う。
- (2)看護基礎教育における臨地実習の位置づけを理解する。
- (3)実習指導の基本と実習指導者の役割を理解する。
- (4)実習指導の展開について理解を深め、その実際を学ぶ。

3 主催

千葉県

4 実施期間

令和8年7月以降の開講とし、以降の期間は受託者の提案内容による。

5 実施場所

受託者の提案内容による。

6 受講資格

- (1)実務経験4年以上の保健師、助産師又は看護師
- (2)看護学生等が実習する施設の実習指導者又は将来実習指導者となる予定の者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、②については助産師確保対策の一環として、当面の間、次に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても講習会の受講を認める。
 - ①保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師
 - ②助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師
 - ③看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、又は地域・在宅看護論実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師
 - ④准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う病院以外の実習施設

の保健師、助産師又は看護師

＜保健師養成所の実習施設＞

- ①市町村 ②保健所 ③地域包括支援センター ④精神保健福祉センター
- ⑤事業所 ⑥学校 ⑦社会福祉施設 ⑧上記①～⑦に類似する施設

＜助産師養成所の実習施設＞

- ①診療所 ②助産所 ③保健所 ④市町村保健センター ⑤母子保健センター
- ⑥上記①～⑤に類似する施設

＜看護師養成所の実習施設＞

- ①診療所 ②訪問看護ステーション ③介護老人保健施設 ④介護老人福祉施設
- ⑤保健所 ⑥地域包括支援センター ⑦在宅介護支援センター ⑧社会福祉施設
- ⑨療養通所介護事務所 ⑩上記①～⑨に類似する施設

＜准看護師養成所の実習施設＞

- ①診療所 ②介護老人保健施設 ③介護老人福祉施設 ④社会福祉施設
- ⑤上記①～④に類似する施設

7 定員

40名

8 講習内容

科目のねらい及び内容参照

9 受講決定

受講申込書類の審査により決定し、結果を申込施設長宛に通知する。

10 修了証

講習会修了者には千葉県から修了証を交付する。

本講習会修了者は、特定分野における実習指導者の認定を受けることができる。

11 経費

(1)受講生1名につき、受講料として5,000円を徴収する。

徴取の際には領収書の発行のみとし、請求書については発行しない。

(2)講習会受講のために要する食費、図書費、教材費等は受講者負担とする。

令和8年度看護職員研修事業
「実習指導者講習会（特定分野7日間コース）」科目のねらい及び内容

教育内容	科 目	目標及び内容	時間数
教育の基盤	教育原理	教育の意義や基礎的概念について学ぶ。	3
	教育心理	人間の発達と学習過程における青年時の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する。	
	教育方法	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する。	3
実習指導の基盤	実習指導の実際Ⅰ (講義)	看護基礎教育の概要と実習に求められている課題を理解する。	3
		実習指導の基礎と実習指導者のあり方を理解する。	6
	実習指導の実際Ⅱ (演習)	実習指導の展開について理解を深め、かつ、臨地実習の中で体験する指導場面別の役割や方法について演習を通して学ぶ。	24
合 計			39